

第3号議案

矢板都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和元（2019）年7月30日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

都計第115号

令和元（2019）年7月4日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

栃木県知事 福 田 富 一

矢板都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項により、次のように審議会に付議します。

計画書

矢板都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・3・5 号宇都宮陸羽線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・5	宇都宮陸羽線	矢板市乙畑字養曾	矢板市山田字関根下	矢板市中字高田入	約 14,820m	地表式	4車線	22.0m	JR 東北新幹線と立体交差1箇所 JR 東北本線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	
	3・4・2	中央通り	矢板市上町	矢板市中	矢板市鹿島町	約 4,010m	地表式	2車線	16.0m	JR 東北本線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	
	3・4・3	公園通り	矢板市本町	矢板市中	矢板市中	約 1,760m	地表式	2車線	16.0m	JR 東北本線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

矢板市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、詳細な設計を行ったところ、都市計画道路としての区域が明確になったことから、本案のように変更するものである。